

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	有 馬 剛 朗
同	重 田 一 政

令和5年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 財政局定期監査結果報告書
- 2 農林水産環境局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 定期監査（工事監査）結果報告書
- 4 都市局定期監査並びに関係出資団体監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 5 建設局定期監査結果報告書
- 6 上下水道局定期監査結果報告書

令和5年度 建設局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

建設局

道路管理部 街路建設課、道路建設課、用地対策課

河川部 河川管理課、河川整備課

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和6年1月5日から同年5月13日まで

2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア 費用償還請求調定事件解決金収入関係事務（道路建設課）

イ 河川・水路使用料収入関係事務（河川管理課）

ウ 請負契約等違約金収入関係事務（河川整備課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。